

# 『農振除外申請は11月20日』までに！

農業振興地域内農用地の除外申請を、11月20日まで受け付けます。

農用地を、農業振興地域以外の目的（農業施設用地も含む）に利用する場合は、必ず農業振興地域の整備に関する法律に基づく除外手続きが必要です。除外の対象となる農地は、次の4つの要件のすべてを満たす必要があります。

## ▲要件▼

- ① 農用地区域外に代替えできる土地がないこと。
- ② 農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと。
- ③ 農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼす恐れがないこと。
- ④ 国の直轄または補助による土地改良事業等の施行区域内にある土地については、当該工事が完了した年度の翌年度から起算して（事業の完了公告の属する年度の翌年度から）8年を経過していること。

なお、土地改良事業等が導入されているかの問い合わせについては、申請地を管轄する土地改良区へ確認してください。

また、今回受け付けする申請は、平成14年3月の県土地利用対策連絡会の取り扱い予定となります。  
産業振興課農林水産係 ☎82-8825

## 受賞

おめでとう  
ぱんくまぼ

10月11日（木）に、芝山町で開催された「安心安全街づくり大会」で、永年にわたり地域安全活動に尽力された方々への表彰が行われ、本町から次の方が受賞されました。  
—敬称略—

## ▲成東警察署管内

### 防犯協会功労者表彰▼

姥山 伊藤 博



鳥喰新田 越川 誠



## 標語

『たしかめて。』

火を消してから

次のこと』

## 4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

## 平成11年中の建物火災の出火原因

- |     |           |
|-----|-----------|
| 10位 | たき火       |
| 9位  | 風呂かまど     |
| 8位  | ともし火      |
| 7位  | 電気機器      |
| 6位  | 配線器具      |
| 5位  | 火遊び       |
| 4位  | 電灯・電話等の配線 |
| 3位  | ストーブ      |
| 2位  | たばこ       |
| 1位  | こんろ       |

# 秋季全国火災予防運動

11月9日～11月15日